



厚生労働省「令和8年度診療報酬改定について【全体概要版】」等より

# 物価高・賃上げなどに対応 令和8年6月から医療費や 薬の値段が上がりました



診療報酬改定などにより、令和8年6月から外来・入院時の医療費や、ジェネリック医薬品を使わなかったときの特別料金が引き上げられました。私たちに身近な改定事項をピックアップして解説します。

## 外来・入院医療費等の引き上げ

### 外来医療費

- 再診料を10円引き上げ
- 「物価対応料」を新設  
(初診・再診とも+20円)
- 「ベースアップ評価料」を引き上げ  
(初診時+110円、再診時+20円)\*1



対象医療機関のみ

	初診料 再診料	物価 対応料	ベースアップ 評価料*1
初診時	2,910円 (±0円)	+ 20円 (+20円)	+ 170円 (+110円)
再診時	760円 (+10円)	+ 20円 (+20円)	+ 40円 (+20円)

\*1 外来・在宅ベースアップ評価料(1)の場合で、新たに賃上げを行う施設の場合

### 入院医療費

- 入院基本料を1,860円引き上げ\*2
- 「物価対応料」を新設  
(+580円)\*2
- 「ベースアップ評価料」を引き上げ  
(最大+850円)\*3



対象医療機関のみ

	入院 基本料*2	物価 対応料*2	ベースアップ 評価料*3
入院時	18,740円 (+1,860円)	+ 580円 (+580円)	+ 最大 2,500円 (+850円)

\*2 急性期一般入院料1の場合

\*3 入院ベースアップ評価料の場合

## 入院時の食費・光熱水費の負担額

		改定前	改定後
食費	一般所得者	510円	550円
	住民税非課税世帯	240円	270円
	住民税非課税世帯かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の人	110円	130円
光熱水費		370円	430円

※光熱水費の対象は療養病床に入院する65歳以上の人

### 《用語説明》

#### ・物価対応料

物価上昇に対応するため、令和8年度から新設された料金。保険医療機関で外来診療時や入院時などに加算される。令和9年度からは倍額となる予定。



#### ・ベースアップ評価料

医療従事者の待遇改善のため、令和6年度に新設された料金。職員の賃上げを実施する医療機関で外来診療時や入院時などに加算される。令和9年度からは倍額となる予定。

## 先発医薬品にかかる特別料金の引き上げ

令和6年10月からジェネリック医薬品がある先発医薬品(長期収載品)を希望すると特別料金がかかるようになりましたが、その額が引き上げられました。

### ●特別料金の額

先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の

(~令和8年5月)  
4分の1相当の額

(令和8年6月~)  
2分の1相当の額



※先発医薬品が医療上必要であると認められる場合などは、特別料金はかかりません。